

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年 6 月27日
【会社名】	サンメッセ株式会社
【英訳名】	Sun Messe Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長社長執行役員 田中 信康
【本店の所在の場所】	岐阜県大垣市久瀬川町 7 丁目 5 番地の 1
【電話番号】	(0 5 8 4) 8 1 - 9 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長兼総務部長 由良 直之
【最寄りの連絡場所】	岐阜県大垣市久瀬川町 7 丁目 5 番地の 1
【電話番号】	(0 5 8 4) 8 1 - 9 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長兼総務部長 由良 直之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2025年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものといたします。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、田中尚一郎、伊東覚、田中信康、由良直之、衣斐輝臣、平野高光及び植田浩暢の7名を選任するものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、石岡秀夫、澁谷英司及び竹林啓路の3名を選任するものであります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、長屋英機を選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対する役員退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打切り支給の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）田中良幸及び監査等委員である取締役水谷和則に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に一任するものであります。

また、役員退職慰労金制度廃止に伴い、引き続き在任する取締役に対し、役員退職慰労金打切り支給を行うものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し一定の譲渡制限を付した当社普通株式の割当てを行うこと並びに2015年6月25日開催の定時株主総会において決議した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額である年額200,000千円以内の範囲内で譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30,000千円以内として設定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件 田中尚一郎 伊東覚 田中信康 由良直之 衣斐輝臣 平野高光 植田浩暢	90,333 90,331 91,254 90,382 90,367 91,267 91,275	1,409 1,411 488 1,360 1,375 475 467	— — — — — — —	(注) 1	可決 98.76 可決 98.76 可決 99.49 可決 98.80 可決 98.79 可決 99.50 可決 99.51
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 石岡秀夫 澁谷英司 竹林啓路	90,234 91,275 91,284	1,508 467 458	— — —	(注) 1	可決 98.68 可決 99.51 可決 99.52
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 長屋英機	91,225	517	—	(注) 1	可決 99.47
第4号議案 退任取締役に対する役員退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打切り支給の件	91,030	712	—	(注) 2	可決 99.32
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	90,926	815	—	(注) 2	可決 99.23

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。